

大田区障がい者実態調査業務委託に関する募集要領

令和7年3月21日

大田区

1 件名

大田区障がい者実態調査業務委託

2 目的

本業務は、障がい者の生活状況、障害福祉サービス等の利用状況及びサービス事業者の実態等を把握するための調査を行い、次期「おおた障がい施策推進プラン（障害者基本法第11条第3項に基づく「大田区障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「第8期大田区障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「第4期大田区障害児福祉計画」、大田区基本計画の発達支援に関する施策を推進するための区の独自計画である「第4期大田区発達障がい児・者支援計画」）」等の策定のための基礎資料を得ることを目的に、障がい施策の対象者に対して、区の障がい者施策に対する意見・意向等を把握するとともに、障がいサービス事業者に対して、事業の現状や今後の事業展開等を把握するため実態調査を行う。

3 委託内容

詳細は、別紙の仕様書（案）のとおり。

- (1) 調査票作成に係る助言及び支援
- (2) 調査票（Web フォーム含む）の作成・印刷・発送
- (3) 督促用はがきの作成・印刷・発送
- (4) 発送用・返信用封筒の作成
- (5) 調査票（電子申請による回答データ及び訪問調査の結果データを含む）の回収、集計、分析
- (6) 報告書等の作成
- (7) 大田区障がい施策推進会議等への参加等
- (8) 次期計画策定に向けた助言や提案
- (9) その他関連業務

4 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は提出書類について応募内容の審査を行う。審査の結果、3事業者以内を第二次審査の対象とする。なお、応募事業者が3社に満たない場合も審査を実施する。結果は、令和7年5月8日（予定）に当該審査を行った全事業者に書面にて通知する。
- (3) 第二次審査は第一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。結果は、令和7年5月26日（予定）に当該審査を行った全事業者に書面にて通知する。
- (4) 審査結果により総合点の最も高い者を選定する。
- (5) 大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。なお、以下7に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 選定候補事業者が応募資格を喪失した場合は、次点の者を選定する。

6 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区障がい者実態調査業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が評価、選定を行う。

(1) 第一次審査

	評価項目	審査内容
1	進行管理の体制	責任者、担当役割など組織体制が確立されているか ほか
2	提案能力・実施に関する工夫	全体的に計画策定につながる提案がされているか ほか
3	調査項目についての考え方	国や都の動向、大田区の現状等を踏まえた提案内容であるか 回収率の向上が期待できる提案がされているか 各種サービスの利用に対する意向を把握するための考え方が示されているか ライフステージに応じた障がい福祉施策のニーズを把握するための調査項目の考え方が示されているか ほか
4	集計作業、分析方法、統計評価の工夫	自由意見を含め、集計作業、分析方法の工夫が示されているか ほか
5	個人情報保護への配慮	個人情報保護の考え方や監督体制は適切か 過去に個人情報漏えい等の事故の有無について ほか
6	他市町村の業務委託実績	他自治体での受託実績は豊富か 障害者計画、障害福祉計画策定に伴う実態調査の受託実績は豊富か 障害者計画、障害福祉計画の策定に伴う支援業務の受託実績の有無

(2) 第二次審査

	評価項目
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

7 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 大田区で東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有していること。なお、単体事業者のみ対象とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国税又は地方税等、公租公課を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき、破産法に基づき破産開始手続の申立てがなされたとき。）にないこと。

8 配布書類

(1) 配布書類

No.	配布書類	様式
1	大田区障がい者実態調査業務委託仕様書（案）	—
2	次期「おおた障がい施策推進プラン」計画策定支援業務委託仕様書（案）	—
4	【別紙1】個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯事項	—
5	参加申込書	様式1
6	質問票	様式2
7	見積書	様式3
8	辞退届	様式4
9	【見本】返信用封筒	—

(2) 配布期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月18日（金）までとする。
大田区ホームページに掲載する。

※ 参加事業者には、希望を申し出た上で次の冊子を貸出す。

貸出期間は、令和7年3月21日（金）から令和7年4月18日（金）

「令和4年度大田区障がい者実態調査報告書（調査票含む）」

「おおた障がい施策推進プラン（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」

9 応募方法

(1) 書類受付期間

令和7年4月10日（木）から令和7年4月18日（金）まで（時間厳守）
（受付時間は、平日9時から17時まで。ただし12時から13時は除く）

(2) 提出書類

以下の書類をすべて紙文書で持参により提出すること。

No.	提出書類	様式	部数
1	参加申込書	様式1	1部
2	企画提案書	任意	15部（正本1部、副本14部）
3	見積書（実態調査分）	様式3	15部（正本1部、副本14部）
4	見積書（次期計画策定分）	任意	15部（正本1部、副本14部）

<注意事項>

ア 提出された企画提案書等は返却せず、提出後の変更は受け付けない。また、作成に要した費用は応募者負担とする。

イ 企画提案書及び見積書の提出部数は、**正本1部**（社印及び代表者印を押印）、**副本14部**（**提出する副本は、法人名称や代表者氏名等の法人を特定できる情報を必ず消去すること。写真等を添付する場合も同様**）の合計15部用意すること。

ウ 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること。

エ 提出書類はA4版を基本とし、フラットファイル等に綴じ込むこと。A4版より大きい書類は、A4版におさまるよう折り込むこと。

オ 各様式については、様式の体裁となっていれば、応募者がワード、エクセル等を用いた作成を可とする。

カ 企画提案書提出後に辞退する場合には、電話にて事前連絡の上、辞退届（様式4）を持

参すること。

ク 見積書（次期計画策定分）については、令和7年度の調査に引き続き、令和8年度の計画策定を委託した場合の参考金額を把握するものであり、令和8年度の計画策定に関する契約を担保するものではなく、今回の審査における直接の評価の対象にはしない。

(3) 提出先

大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当（計画）
大田区役所本庁舎 1 階 11－2 番窓口（JR 蒲田駅徒歩 1 分）
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電 話 03 (5744) 1700
※電話で事前連絡の上、持参すること。

10 企画提案書等の作成

作成方法

【企画提案書】

次の内容を以下の順番で記載するものとする。

※ 企画書の表紙には、「大田区障がい者実態調査業務委託」と記載すること（文字サイズは 22 p t 前後が望ましい。）。

ア 進行管理体制

（ア）担当者の体制、本業務での役割、担当者の勤務実績及び取得資格等、業務継続計画の考え方、再委託の可能性の有無、感染症拡大等に伴う緊急時における代替体制の確保の考え方等

（イ）業務フロー

（ウ）業務スケジュール

（エ）令和4年度から令和6年度における他自治体での業務受託状況及び申込状況

イ 調査票について

（ア）質問項目改善のための視点

（イ）回収率向上（特に若年層）に向けた WEB 導入等の工夫の提案、調査項目の表現、レイアウト等の工夫

（ウ）ライフステージに応じた障がい福祉施策のニーズ把握が可能な調査項目の考え方

（エ）障害福祉サービス等（相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づくサービスを含む。以下同じ。）に対する意向や今後の見込み量を把握するための調査項目の考え方

（オ）2028 年を計画期間に含む次期「障がい施策推進プラン」の策定につながる視点

（カ）他の福祉分野における調査等との整合性を図る工夫

ウ 統計作業において、正確かつ迅速なデータ作成のための方法及び検証方法

エ 調査結果の集計・分析方法の工夫

オ 統計評価（文章部分）の作成に当たっての工夫（読みやすさ、わかりやすさへの配慮等）

カ 個人情報保護に関する配慮（文書、資料の管理・保管方法、作業場所の確保等）

キ その他貴社独自の提案、工夫等

ク 実体調査業務委託等の受託実績

（ア）障害者計画策定に伴う実態調査業務受託実績

（イ）障害者計画策定支援業務受託実績

（ウ）障害福祉計画策定に伴う実態調査業務受託実績

（エ）障害福祉計画策定支援業務受託実績

(オ) その他業務の受託実績（地域福祉計画や自治体独自の計画策定支援業務等）

【見積書】

ア 様式3により、内訳をできるだけ詳しく作成すること。

イ 見積限度額は、16,379,000円（合計金額、消費税を含む）とする。

ウ 「障がい施策推進プラン」の策定の内訳（任意様式）をできるだけ詳しく作成すること。

※本件は最低制限価格を設定しているため、見積書の作成に当たっては十分に留意すること。

11 質問及び回答

企画提案書等の作成に関する質問は、令和7年4月4日（金）17時までに、福祉部障害福祉課宛に電子メールで提出すること。

【メールアドレス】

shoufuku@city.ota.tokyo.jp

＜注意事項＞

- (1) メール の 件名 に「障がい者実態調査報告書業務委託 質問事項【事業者名】」と記載すること。本文に事業者名、担当者名、電話番号を記載すること。
- (2) 「様式2 質問票」を使用すること。添付ファイルにはパスワードをつけること。
- (3) 質問送信の際は電話にて受信確認をすること。期限までに受信確認できたものに対し、令和7年4月10日（木）に大田区ホームページに回答を掲載する。

12 審査方法

- (1) 第一次審査（書類審査）

提出書類を審査し、一定の選定基準を満たす事業者のうち上位3事業者を選定する。

ア 第一次審査日 令和7年5月2日（金）

イ 審査結果 第一次審査を行った全事業者に書面及び電子メールにて通知する。

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査通過事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間は1社につき約30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とし、実施日、時間、場所等は別途通知する。説明者は、当委託業務及び「障がい施策推進プラン」業務の担当者とする。

13 スケジュール

①	令和7年3月21日（金）	公募開始
②	令和7年3月21日（金）	質問 受付開始
③	令和7年4月4日（金）	質問 受付終了
④	令和7年4月10日（木）	企画提案書 受付開始
⑤	令和7年4月18日（金）	企画提案書 提出〆切
⑥	令和7年5月8日（木）	第一次審査（書類審査）結果通知発送
⑦	令和7年5月19日（月） 予定	第二次審査（プレゼンテーション審査）
⑧	令和7年5月26日（月） 予定	選定結果通知発送

※ なお、スケジュールは変更となる場合がある。

14 その他

- (1) 本プロポーザルは、企画・立案能力等の優れた業者を選定するものである。業務の詳細については、業者選定後、双方の協議の上、仕様書を定めることとする。
- (2) 次の各号に該当する場合は、原則として審査対象としない。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 提出すべき書類に不備があるもの
- (3) 企画提案書に記載した担当者は、特別の理由があると大田区が認める場合を除き、変更できないものとする。
- (4) 応募に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (5) 参加申込書、企画提案書等の書類に虚偽の記載があった場合は、参加を取り消す。

15 担当（提出先）

大田区福祉部障害福祉課

障害者支援担当（計画）

大田区役所本庁舎 1 階 11-2 番窓口

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03 (5744) 1700

F A X 03 (5744) 1592